

令和2年第1回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第1号)

招 集 年 月 日	令和2年1月29日			
招 集 の 場 所	温井スプリングス			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年1月29日 16時	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年1月29日 17時15分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	4 番	木下 博志		
	5 番	沖 貴雄		

議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。農業委員の出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(16 : 00)</p> <p>なお、本日は、農地利用最適化推進委員同席しての総会になります。</p> <p>本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は、質疑、意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。意見は審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより第 1 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 4 番委員と 5 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 1 号から議案第 10 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号について、9 番委員より説明をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 1 号及び 3 ページの現地地番図をご覧ください。1 月 18 日、申請者の■■■■さん立会のもと、現地調査を行いました。■■■■さんは、奥さんと二人暮らしをされており、元気で農業をされています。所有する農地 3,099 m²のすべてを耕作されており、農機具も所有し、農作業にも常時従事されています。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 2 号について、3 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号の説明を 3 番委員さんの調査結果をもとに代わって説明させていただきます。議案書の 1 ページ及び 4 ページ、5 ページ、6 ページをご覧ください。譲受人の■■■■さんは、居住地から通いながらできる農業を望んでいたようですが、探しきれずにいたところ、農地と空き家が一緒になっている物件を地域づくり課から紹介され、適当と思い、購入することにしたそうです。購入後、4 月頃から紹介された物件に住み始める予定で、申請地には、主に果樹を作付けされるそうです。農機具は耕うん機を購入予定で、これから農作業に常時従事</p>

	<p>するという事です。耕作する農地の合計面積は、条件付きの下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もないそうです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、この申請につきまして、3番委員さんは許可相当と考えております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号の説明をさせていただきます。議案書の1ページ及び7ページをご覧ください。譲受人の■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。譲渡人管理の申請地は現在、中山間地域等直接支払交付金の対象農地ですが、第四期の期間満了とともに、対象農地から外す意向であるそうです。対象農地から外すことにより、申請地の維持管理が難しくなることから、申請地付近の耕作をされている■■■■さんに譲渡し、農地として使い続けてもらうということです。■■■■さんは、農機具も所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、この申請につきましては許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第4号から議案第7号について、2番委員より説明をお願いいたします。</p>
2番委員	<p>議案書2ページと図面ページ8をご覧ください。1月22日水曜日、■■■■の生コン部、砕石部、統括部長の■■■■さんの立会いのもと、現地を確認しました。申請地は、上殿交差点より1kmほど加計方面に進み、上殿大橋を渡ってすぐ左側のところです。農地法第5条の規定による一時転用許可申請で、目的は砂利採取です。期間は本申請許可後及び砂利採取計画認可後の3年間です。作業に当たっては、地権者及び地域の住人の方と協議をして進めると、町長に最終計画書及び誓約書も出されております。誓約書については、最終跡地の復旧に当たっては原型にもどすこととし地権者と十分に協議を行い復旧しますとのことです。また、隣接地の所有者の方にも承諾書ももらわれております。以上のことから、周辺地域における農業上の利用の確保に支障を生じる恐れもないと認められ、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第8号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。資料1をご覧ください。この度、議案第2号におきまして、空き家と農地を一緒に購入されるという事案が出ております。この場合、譲り渡した農地につきましては、空き家付きであるという条件が無くなりますので、下限面積要件が元に戻ります。そのため、</p>

	<p>下限面積の引き下げを行いました平成 30 年 10 月 1 日からこの度の申請までの空き家付きの農地で、所有権移転の申請がありました事案の農地の地番について、資料 1 のとおり削除と記載しております。変更案として資料 1 を作成しましたので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 9 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号の説明をさせていただきます。令和 2 年度安芸太田町農業委員会活動計画についてです。まず、資料 2-1 をご覧ください。この活動計画案の内容につきましては、重点活動方針として、農地等の利用の最適化の推進、地域農業の活性化、違反転用の発生防止の 3 つを掲げております。通年活動としましては、1 つ目に指針を踏まえた農地利用の最適化の推進、2 つ目に農業に関する調査及び情報提供、3 つ目に農業者年金普及活動、4 つ目に町広報誌「安芸太田」掲載による農地法の周知・違反転用防止及び農地利用集積周知としております。年度計画につきましては、表のとおりです。参考資料として 2 枚目に今年度の活動計画を添付しておりますが、令和 2 年度は、安芸太田町農業委員会の改選の時期となっておりますので、改選に伴う活動を計画に追加しております。次に、資料 2-2 をご覧ください。資料 2-2 につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動計画のスケジュールを掲載しております。主な活動計画として、農業委員は総会での法令業務の許可・決定を、農地利用最適化推進委員は利用状況調査等の現場活動を、それぞれ行っていただくこととしております。なお、利用状況調査につきましては、推進委員からの要請に応じて農業委員も参加することができます。続いて、資料 2-3 をご覧ください。安芸太田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針です。こちらの指針を踏まえて農地利用の最適化の推進を行っていただきます。指針の中にあります目標数値ですが、3 番の遊休農地の解消につきましては、令和 1 年 12 月末現在で、遊休農地面積が 20.8 ヘクタール、割合が 2.2 パーセントです。4 番の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、令和 1 年 12 月末現在で、113 ヘクタール、集積率が 12 パーセントです。5 番の新規参入の促進につきましては、個人が 5 人、法人が 1 法人です。最後に、資料 2-4 をご覧ください。1 枚目のスケジュールの流れにつきましては、先ほどの活動計画案に概要を記載しております。なお、推薦及び募集の実施期間につきましては、令和 2 年 5 月 20 日から令和 2 年 6 月 19 日までの 1 か月間としております。2 枚目には、安芸太田町農業委員会農業委員の留意事項を、3 枚目には、農地利用最適化推進委員の設置について概要を、それぞれ添付しておりますので、ご一読ください。資料 2-1 の活動計画案にある 4 月から 3 月の内容で、令和 2 年度安芸太田町農業委員会活動計画を審議・策定しようとするものであります。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 10 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>資料 7 をご覧ください。安芸太田町農業経営基盤強化促進基本構想の変更理由についてです。変更理由は、令和 2 年 4 月 1 日に施行される農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、改正法に関連する事項の変更を行うものです。基盤強化法と略されることもあります。少し説明いたしますと、基盤強化法は、農地を効率的に利用する者への農地の利用集積を促進するための各種制度、事業が設けられており、安心して農地を貸せる仕組み、あるいは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための仕組みを定めた法律といえます。その中で、町においては、政令で定めるところにより、農業経営基盤強化促進基本構想を定めており、この基本構想においては、農業経営基盤強化の促進に関する目標や営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積に対する目標、基盤強化法に定められた事業に関する事項等ということが定められております。制度、事業としては、この基盤強化法の中に、一つ目として認定農業者制度、認定新規就農者制度というものがあります。認定農業者になりますと、経営所得安定対策としての交付金や補助金の受給、それから融資、税制、農業法人等からの出資面での優遇、農業者年金の兼業支援などを受けるメリットがございます。二つ目としましては、農地利用集積円滑化事業、今回はこちらに関しての法律改正があったわけなんです。具体的には、農地所有者代理事業としまして、農地等の所有者から委任を受けてその者を代理し農地等について売り渡しや貸し付けを行う事業であったり、農地売買等事業としまして、農地等の所有者から農地の買い入れや借り入れを行いその農地の売り渡しや貸し付けを行う議業であったりがあります。最後に、研修等事業としまして、農地売買等事業により一時的に保有する農地等を活用して新規就農希望者に対し農業の技術、経営に関する実地研修を行う事業というものがございます。最後に、農用地利用改善事業というものがございまして、こちらは農業者による団体が農地利用の自主的な取り組みに基づき農地の利用調整を推進することを目的とする事業です。基盤強化法の中には、こういった項目がありまして、今回の変更につきましては、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合、一体化するものです。これが一つ大きな変更点ということになります。資料 7 の次のページからが基本構想の変更案でございます。赤字で記入させていただいておりますが、一体化によって法律から名称等が変更する部分、赤い字で記入をさせていただいております。23 ページをお開きください。23 ページ以降、この一体化によりまして、円滑化事業が廃止されるというところで、大きく削除項目が続いておるところでございます。今回の法律改正によりまして変更となる部分をお示しをしております。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 1 号は申請のとおり承認の委員の方</p>

	は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 1 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 2 号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 2 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 2 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 3 号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 3 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 3 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、関連します議案第 4 号から議案第 7 号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、関連します議案第 4 号から議案第 7 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、関連します議案第 4 号から議案第 7 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 8 号について質疑を許します。

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 8 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 8 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 9 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 9 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 9 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 10 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 10 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 10 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>まず、資料 3 をご覧ください。令和元年 12 月 13 日付けで、広島県農業会議会長木山耕三より、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について、依頼がきております。こちらは、昨年 10 月に農業委員会の不祥事が続けて発生したことを受け、農業委員会の法令遵守について、周知徹底を図るものです。5 ページから 10 ページまでが昨年 10 月に発生した事案になります。4 ページの例を参考に作成したものを 11 ページに添付しておりますので、内容を読み上げます。安芸太田町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、</p>

農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1つ目に、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2つ目に、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月29日、安芸太田町農業委員会。安芸太田町農業委員会におきましては、5ページから10ページのような事案はございませんが、引き続き法令を遵守し、農業委員会活動に取り組んでいただければと思います。

次に、資料4をご覧ください。令和元年12月26日付けで、広島県森林整備・農業振興財団理事長より、広島県農地中間管理事業活用事例のホームページ掲載について、通知がきております。3枚目の裏をご覧ください。9番の農地中間管理事業の活用による事務の効率化ということで、この度、株式会社■■■■の取り組みが、次のページのように取り上げられております。この事業は、平成26年度から始まった農地の貸し借りの制度です。農地集積や農地に関する相談の際に、この事業の活用をご検討いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、資料5をご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。広島市東区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。

最後に、資料6をご覧ください。令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の開催について、通知がきております。2枚目をご覧ください。日時は、令和2年2月21日の金曜日、午後1時から4時までです。場所は、広島国際会議場地下2階ダリアです。出欠の確認を行いたいので、4枚目の別紙にご記入いただき、2月10日までにお配りしております返信用封筒にてご返送いただければと思います。今日の時点でご提出いただける場合は、会議終了後にお渡しく下さい。よろしくお願ひします。

以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。

報告事項について質疑はありますか。

(全員質疑なし)

以上で本日の審議は終了いたしました。

議長

議長

なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。
これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 1 回
安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(17:15)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

4 番委員

5 番委員